

資料8

26.4.24・25生活困窮者自立促進支援
モデル事業等連絡会議

家計相談支援事業について

<「家計相談支援事業の運営の手引き」より>

家計相談支援の必要性

○ 家計の状況から見た家計相談支援の必要性

- 不安定な雇用環境や給与の減少等を背景として家計収入は減少傾向。個人住民税や保険料等の滞納も多く見受けられ、生活費等を確保することが困難な生活困窮者が相当数存在している。
- 就労支援など収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計管理に向けた支援や税や保険料等の減免申請等へのつなぎなど、家計の安定を図るための支援が必要である。

○ 生活困窮者自立支援制度における家計相談支援の必要性

- 生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えており、自立相談支援事業などによる対応だけでは十分でない者が多い。自らの家計の課題に気づき、自ら家計を管理しようという意欲を引き出す家計相談支援は、生活困窮者に対する包括的な支援を具体化する上で不可欠の要素である。
- また、生活に必要な収入額を明らかにして就労支援を円滑化したり、再び生活困窮状態になることを防いだりする観点からも、自ら家計管理ができるようになることを支援する家計相談支援事業の必要性は極めて大きい。

家計相談支援の定義

- 「家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」を指す。

具体的には

相談者自身が課題が見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計支援計画の作成と必要な支援の調整
(給付・減免等の利用、貸付のあっせん、債務整理へのつなぎ)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納支援ツールの紹介等

- 家計表を活用した、家計の状況の「見える化」
- 家計の背景にある課題の把握
- 家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の再生に向けた具体的な支援内容の提案
- 必要な支援へのつなぎなど
- 定期的に自ら家計を管理できるよう家計表の作成支援を行い状況を把握
- 出納管理支援ツールの紹介等による家計管理支援
- 生活状況の変化を確認し、支援の終結を判断
- 家計支援計画は1年間を基本として実施
- 相談者のライフイベントを目標に据えた支援を実施

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

家計相談支援のポイント

- 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- 相談者自身で家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援する。また、家計に関する課題を抱えたときに相談できる先があることを知ってもらうことで、再び生活困窮状態に陥ることの予防を図る。

- 家計に関する課題の解決に関わるさまざまな支援につなぐ

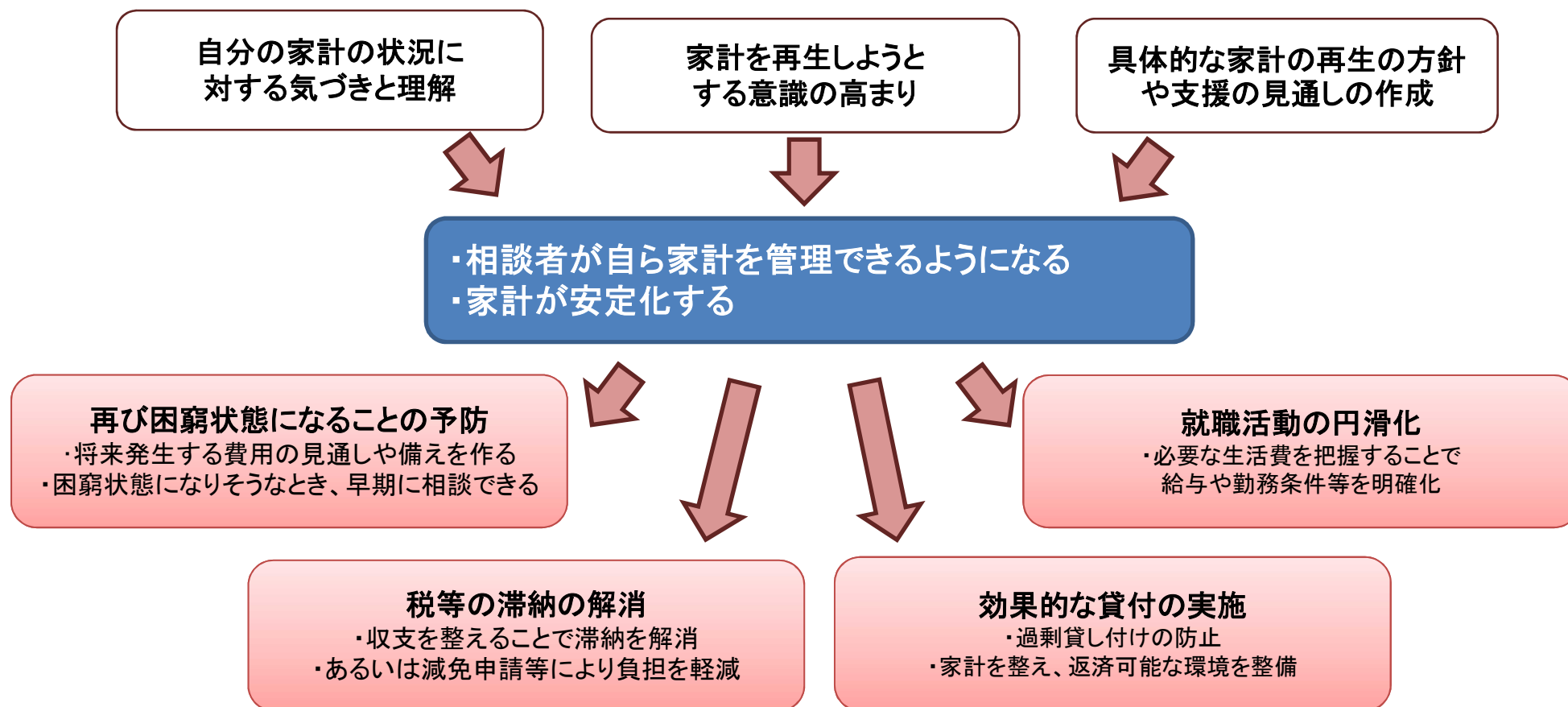
家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携して支援する。

- 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

家計相談支援の効果

- 家計相談支援は、生活困窮者がいま直面している問題の解決を支援するだけでなく、相談者自身のエンパワメントの視点を持つことによって、その後の生活の再生や自立の支えとなる。
- 結果として、再び困窮状態になることの予防や、税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。



家計相談支援事業の対象者

- 家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であって、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えている者。

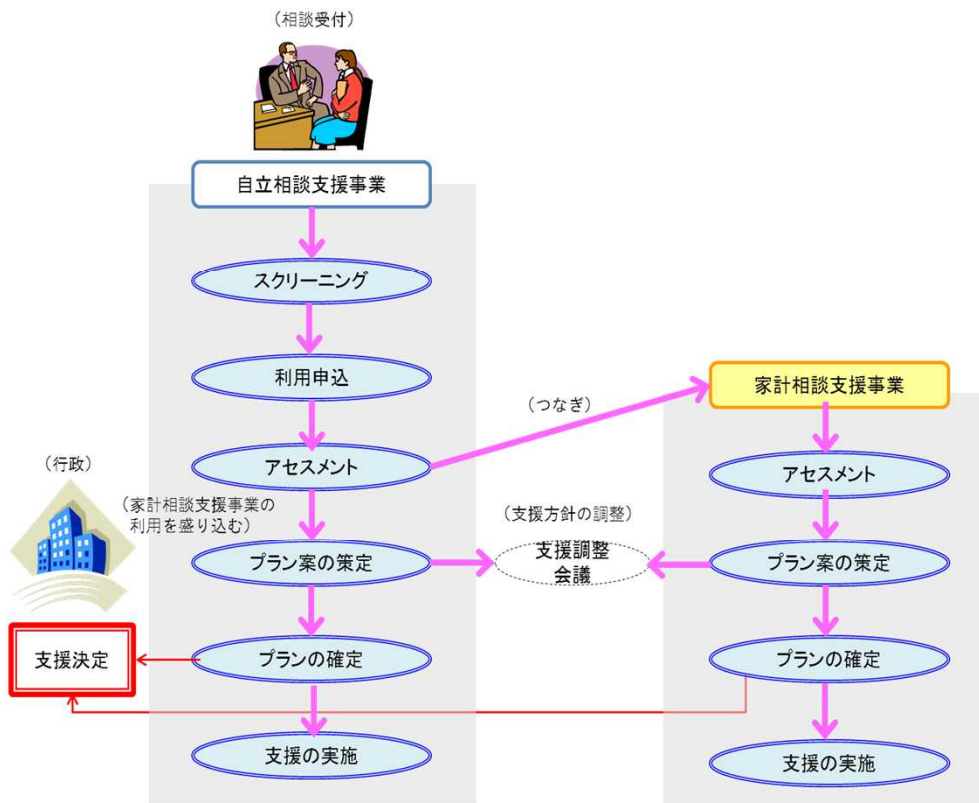
以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援が効果的な役割を果たすと考えられる。

- **多重債務や過剰債務を抱え、返済が困難になっている人**
- **債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人**
法律専門家に債務整理を委任すると借金の返済や利息の計上が止まります。安心してすべてが解決したような気持ちになりますが、緊急に対処すべきお金の問題は残ります。次の収入までの生活費の不足や家賃や学校納付金、税金などの滞納金の解決策を家計相談支援が提供します。
- **収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人**
1か月の生活費にいくらかかっているかが分からない人がほとんどです。家計表により収支実績の見える化をはかり、本人の気付きを促します。家計相談支援は気付きを促すうえで有効です。
- **収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人**
年収で見ると生活保護に該当しないが、例えば、夏場の収入と冬場の収入に大きな波があり収支を管理しにくく、生活困窮状態に陥る人たちがいます。このような場合は年間を通した収支管理をアドバイスできる家計相談支援が有効です。
- **家族で家計を話したことがなく、それぞれが独自の考えでお金を使っている人**
家族それぞれに一定の収入があっても、それぞれが分担して生活費を支払っている家庭が多くなっています。このような家庭の場合、夫婦でもお互いの収入が把握できておらず、預貯金もなく、緊急的な出費に対応できずに、生活困窮状態に陥ることがあります。このような事例の場合、家計の収支管理をサポートすることで解決に導きます。
- **カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人**
- **収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人**
- **就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人**
次の収入が得られるまでの生活資金の手当てや生活費の管理、家計に無理のない返済計画について、家計相談が有効です。
- **児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4か月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人**
母子家庭の場合、児童扶養手当は4か月に1回まとめて支給されます。児童手当は児童扶養手当と別の月に4か月に1回まとめて支給されます。このように収入に大きな波がでる事例の場合は家計相談支援が有効です。

家計相談支援事業と自立相談支援事業

- 自立相談支援機関が相談を受け付け、継続的な家計相談支援が必要と判断した場合は家計相談支援の利用を盛り込んだプランを作成し、支援調整会議で協議した後、行政が家計相談支援の利用に係る支援決定を行う。
- 家計相談支援機関が直接相談を受けた場合も、原則として自立相談支援機関につなぎ、生活全般にわたるアセスメントを行い、その他の支援の必要性を検討する。
- 家計相談支援事業と自立相談支援事業は、窓口を併設・隣接したり、相談の受付段階から連携できる仕組みとすることにより、相談者の負担が軽減されるとともに、効果的なアセスメントの実施が期待される。

①自立相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ



②家計相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ

